

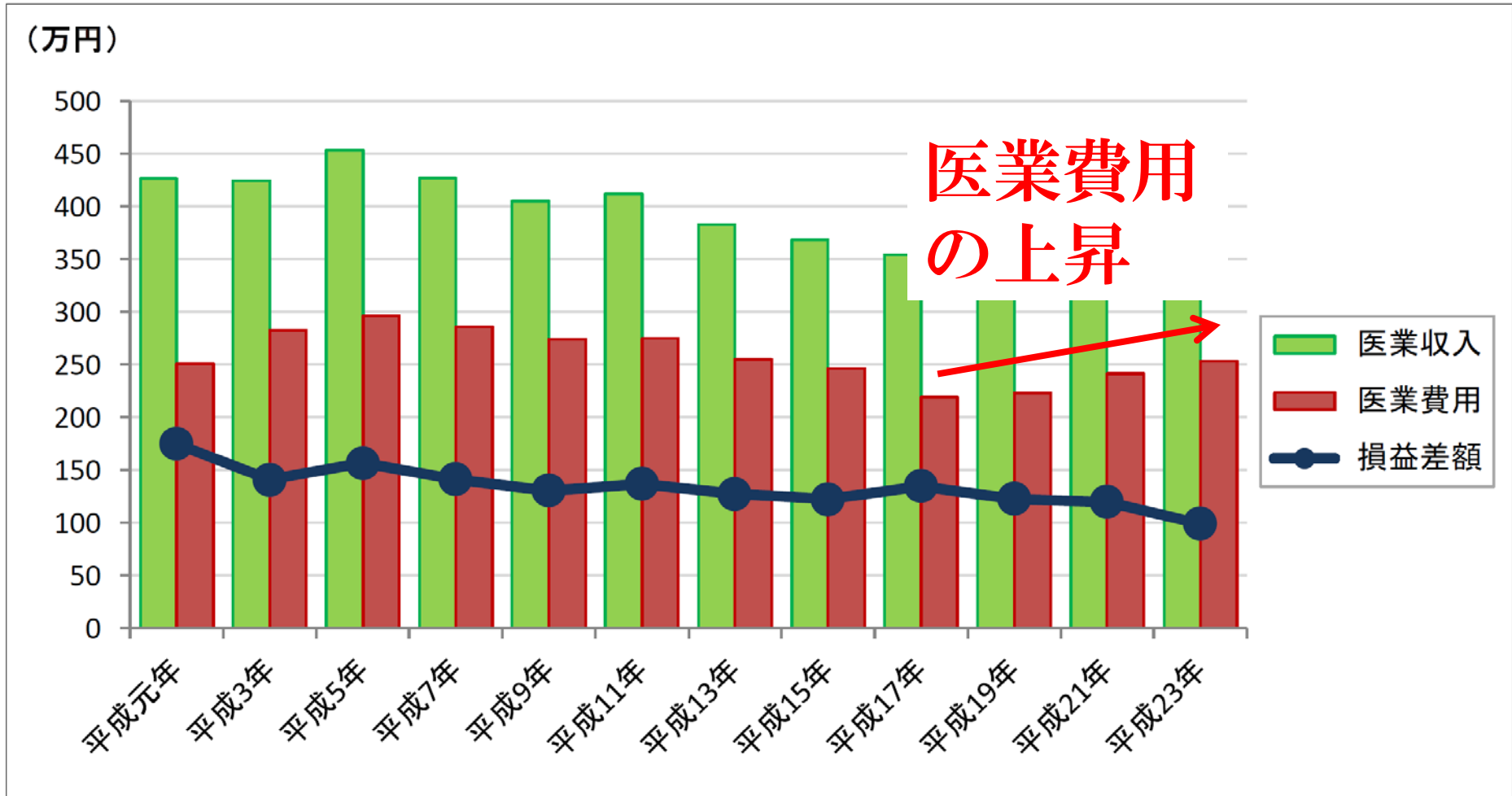
ここまでが診療報酬制度の話

診療内容に対する制度の話は後ほど

では、医業として

今の歯科界の状況は？

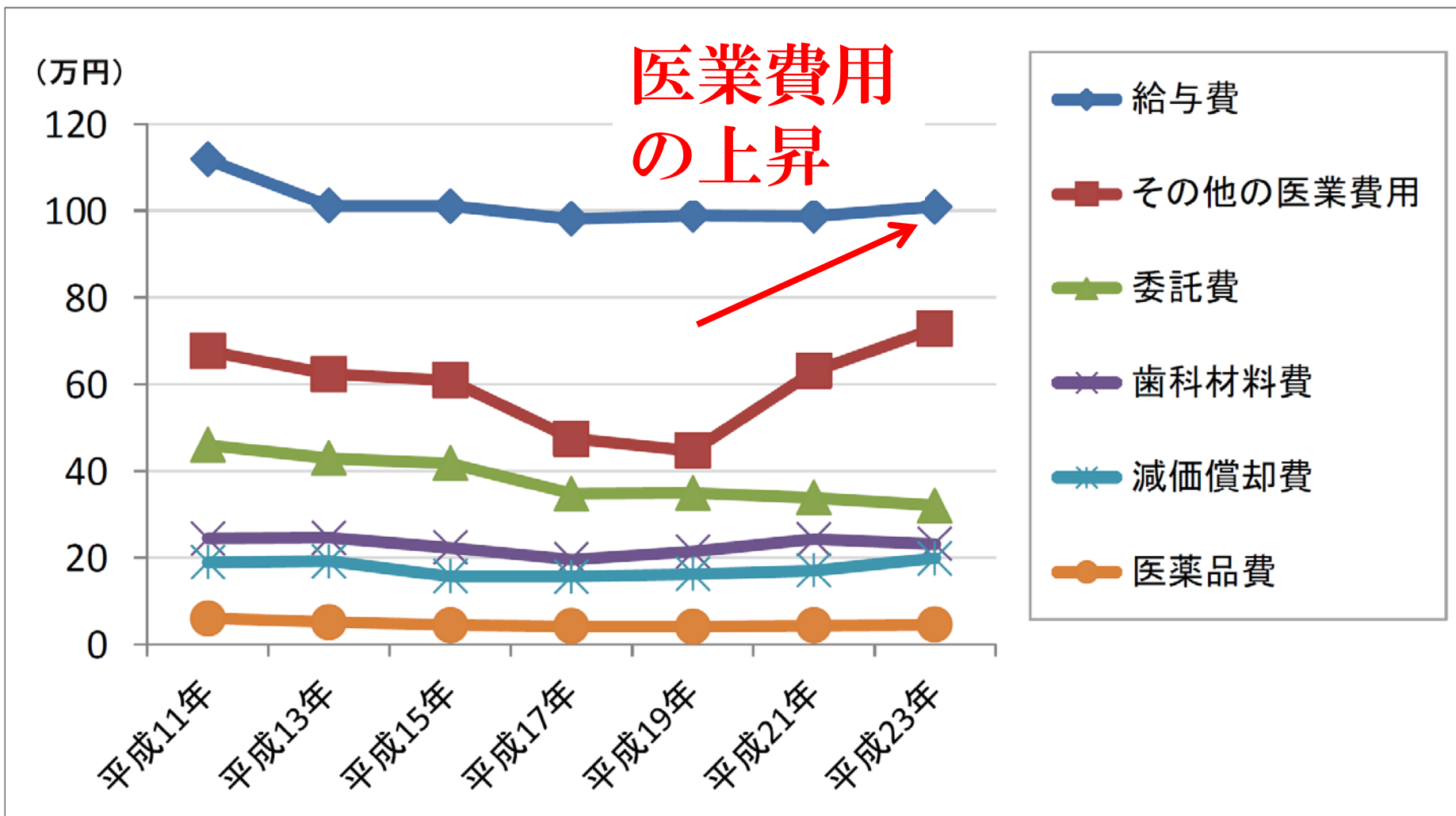
図1. 個人歯科診療所における医業収入・医業費用・損益差額の経年推移(単月調査)



* 損益差額は減少しており、今回は、平成元年との比較で43%減少し、100万円を下回った。平成19年以降医業費用が増加している。

インターネット、PCやレセ電関係？

図2. 医業費用内訳の推移



* 平成21年以降その他の医業費用の増加が顕著である。

補足！

治療費の残りは、**診療報酬**として**診療報酬明細書**
(**レセプト**)に記入し審査会へ提出
数年前までは、紙によるレセプトを審査会へ提出
していたが・・・

お知らせ！

診療報酬請求は、平成27年4月より原則、電子
請求(**レセ電**)によって行う

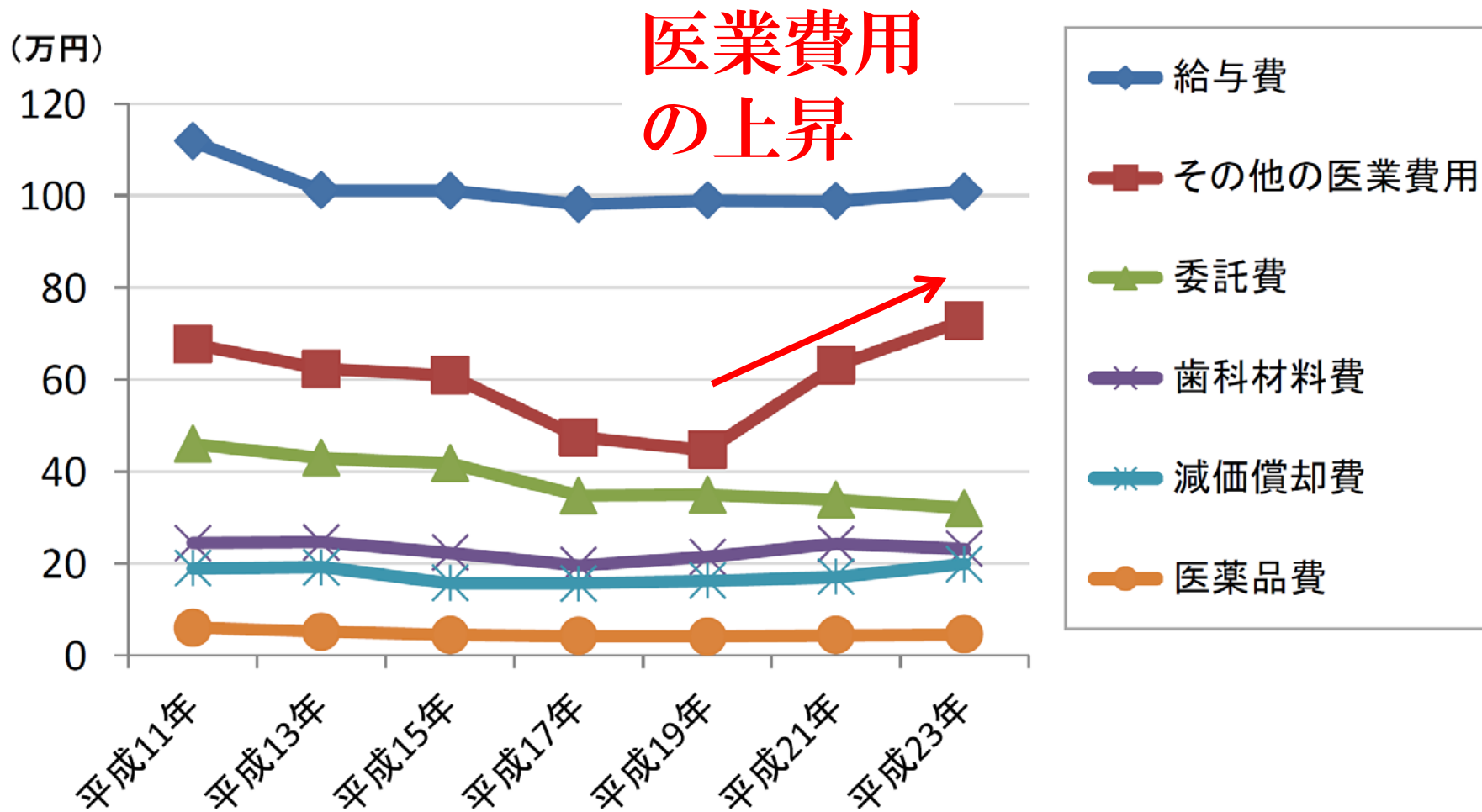
電子請求とは

- ・オンライン請求
- ・電子媒体による請求

平成23年1月1日以降に新規開業する場合、
原則、**電子請求**にて診療報酬を請求することと
なっている

コンピューター環境の整備費と思われる

図2. 医業費用内訳の推移



* 平成21年以降その他の医業費用の増加が顕著である。

では、歯科業界の実体経済はどうだろうか？

個人歯科診療所の損益差額(収支差額)

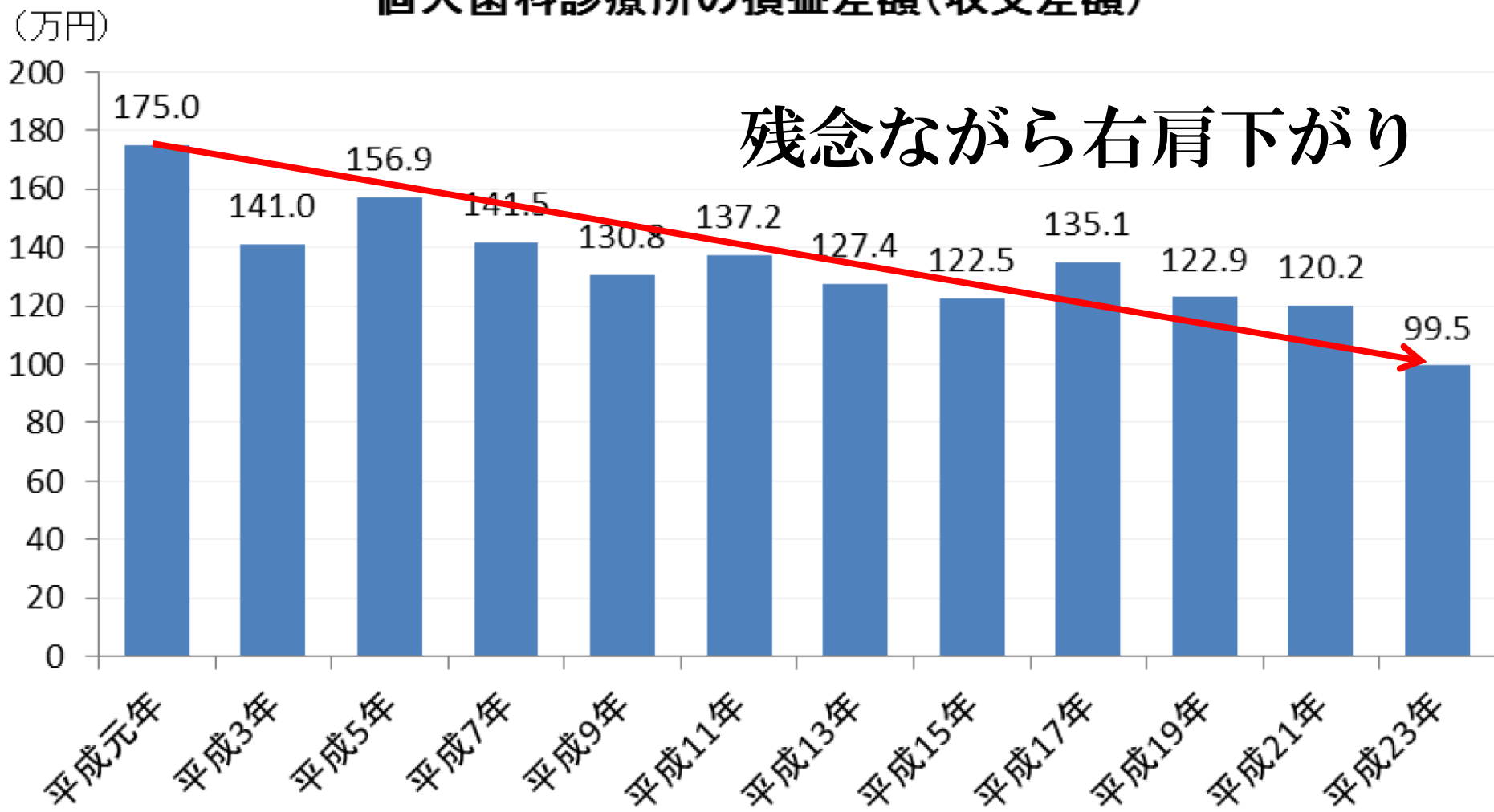


図4. 入院収益のない一般診療所(個人)主たる診療科別および個人歯科診療所の
損益差額と医業・介護費用(平成23年6月)

